

健康保険証廃止に関するQ&A

※未確定な部分もあるため、今後回答に変更が生じる場合がありますことをご留意ください。

《交付済の保険証について》

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| Q1) | 交付されている保険証は、いつまで使えますか？ |
| Q2) | 保険証の経過措置期間中に資格を喪失した場合、保険証の返却は必要ですか？ |
| Q3) | 保険証の経過措置期間中に、保険証を紛失しました。再発行してもらえますか？ |

《マイナ保険証について》

- | | |
|-----|--|
| Q1) | マイナ保険証がないと、どうなりますか？ |
| Q2) | マイナンバーカードは持っているが、マイナ保険証に紐づけしていない場合、資格確認書はもらえますか？ |
| Q3) | マイナンバーカードとマイナ保険証の違いは何ですか？ |
| Q4) | マイナ保険証に紐づいているかどうか、わかりません。 |
| Q5) | マイナ保険証を持っていると、今後「限度額適用認定証」「高齢受給者証」は交付されないのですか？ |
| Q6) | 資格取得後交付される「資格情報のお知らせ」が手元に届かないと、医療機関を受診することができませんか？ |

《資格情報のお知らせについて》

- | | |
|-----|--|
| Q1) | 資格情報のお知らせで、医療機関を受診することはできますか？ |
| Q2) | 資格情報のお知らせを紛失しました。再発行はできますか？ |
| Q3) | 資格情報のお知らせの使い方がよくわかりません。 |
| Q4) | 資格確認書交付後に、マイナ保険証を取得しました。改めて資格情報のお知らせは貰えますか？ |
| Q5) | 資格情報のお知らせに印字されている氏名漢字が常用漢字で表示されているのはなぜでしょうか？ |
| Q6) | 氏名変更した場合、資格情報のお知らせは再交付されますか？ |
| Q7) | 被扶養者を申請した家族にも資格情報のお知らせは交付されますか？ |
| Q8) | 資格情報のお知らせは、資格喪失時に健保組合への返却が必要ですか？ |

《資格確認書について》

- | | |
|-----|---|
| Q1) | 資格確認書で、医療機関を受診することはできますか？ |
| Q2) | 資格確認書の有効期限はどのくらいですか？ |
| Q3) | 資格確認書はいつ交付されますか？ |
| Q4) | マイナ保険証をもっていても希望すれば、資格確認書を交付してもらえますか？ |
| Q5) | 資格確認書を紛失しました。再発行できますか？ |
| Q6) | 有効な保険証を経過措置期間中に紛失しましたが、マイナ保険証を持っていません。どうしたらいいですか？ |
| Q7) | 資格確認書交付後に、マイナ保険証を保有しました。資格確認書は破棄していいですか？ |
| Q8) | 資格喪失したら、資格確認書の返却は必要ですか？ |
| Q9) | 有効期限が切れた資格確認書はどうしたらいいですか？ |

《交付済の保険証について》

▶ 健保組合より交付されている保険証をお持ちの方は、経過措置期間として、2025年12月1日まで引き続き使用することができます。マイナ保険証をまだお持ちでない方は、経過措置期間中にマイナ保険証取得にご協力をお願い致します。

Q1)	交付されている保険証は、いつまで使えますか？
A1)	<u>2024年12月1日までに交付された保険証は、2025年12月1日まで(経過措置期間)現行通り使用することができます。</u> ただし、2025年11月30日以前に75歳の誕生日を迎える場合は、75歳到達の前日までになります。

Q2)	保険証の経過措置期間中に資格を喪失した場合、保険証の返却は必要ですか？
A2)	<u>経過措置期間中に資格を喪失した場合は、保険証の返却が必要です。</u> (2025年12月2日以降に資格を喪失した場合は、返却は不要となりますので、各自で廃棄してください)

Q3)	保険証の経過措置期間中に、保険証を紛失しました。再発行してもらえますか？
A3)	<u>保険証廃止後(2024年12月2日)以降は、いかなる理由においても、保険証を再交付することはできません。</u> 保険証紛失による「滅失届」の提出のみ提出してください。 マイナ保険証を取得済の場合は、マイナ保険証を使用。マイナ保険証を取得されていない場合は、申請に基づき資格確認書を交付します。

《マイナ保険証について》

▶マイナ保険証とは？

マイナンバーカードに健康保険証利用登録をし、医療機関等を受診する際に使用するものです。2024年12月2日以降はマイナ保険証で医療機関等を受診することが基本(任意)となります。

Q1)	マイナ保険証がないと、どうなりますか？
A1)	<u>有効な保険証をお持ちの場合は、経過措置期間として2025年12月1日まで使用することができます。経過措置期間内にマイナ保険証を保有する予定がない場合は、2025年10月頃に有効期限付きの資格確認書が交付されますので、2025年12月2日以降はそちらを使用してください。</u>
Q2)	マイナンバーカードは持っているが、マイナ保険証に紐づけしていない場合、資格確認書はもらえますか？
A2)	<u>マイナンバーカードを所持していても、マイナ保険証に紐づけ(利用登録)がされていない場合は、資格確認書交付対象となります。</u>
Q3)	マイナンバーカードとマイナ保険証の違いは何ですか？
A3)	<u>マイナンバーカードとは、住民の方からの申請により無料交付される顔写真付きのプラスチック製のカードで、本人確認書類として利用できます。</u> <u>マイナ保険証とは、マイナンバーカードに健康保険証として利用できるように登録が済んでいるマイナンバーカードのことを指します。</u> マイナンバー制度や、マイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、当健保では回答しかねますので、マイナンバー総合ダイヤルにお問い合わせください。 (国)マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
Q4)	マイナ保険証に紐づいているかどうか、わかりません。
A4)	<u>マイナンバーカードをお持ちであれば、携帯端末等で、マイナポータルにログインして、資格情報が登録されているかをご自身で確認してください。</u> <u>マイナ保険証の利用登録状況は、マイナポータルのログイン後トップ画面で確認できます。</u> また、医療機関受診の際、利用登録が済んでいる方は、カードリーダー画面に沿って操作し受付できますが、利用登録していないマイナンバーカードの場合は、自動的に利用登録画面に切り替わり、その場でマイナ保険証の利用登録をすることも可能です。 ログイン方法がわからない、ログインできない等のお問い合わせは、当健保では回答しかねますので、マイナンバー総合ダイヤルにお問い合わせください。 (国)マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

Q5)	マイナ保険証を持っていると、今後「限度額適用認定証」「高齢受給者証」は交付されないのですか？																			
A5)	<p>マイナ保険証で受診することで、両制度は手続きなく適用となるので、「限度額適用認定証」「高齢受給者証」は原則交付されません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th></th> <th>マイナ保険証あり</th> <th>マイナ保険証なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>限度額適用認定証</td> <td rowspan="4">別途交付</td> <td>x</td> <td>○ (要申請)</td> </tr> <tr> <td>限度額適用・標準負担額減額認定証 (非課税者版限度額)</td> <td>○ (要申請)</td> <td>○ (要申請)</td> </tr> <tr> <td>高齢受給者証</td> <td>x</td> <td>x (資格確認書に記載)</td> </tr> <tr> <td>特定疾病療養受療証</td> <td>○ (要申請)</td> <td>○ (要申請)</td> </tr> </tbody> </table>			種類		マイナ保険証あり	マイナ保険証なし	限度額適用認定証	別途交付	x	○ (要申請)	限度額適用・標準負担額減額認定証 (非課税者版限度額)	○ (要申請)	○ (要申請)	高齢受給者証	x	x (資格確認書に記載)	特定疾病療養受療証	○ (要申請)	○ (要申請)
種類		マイナ保険証あり	マイナ保険証なし																	
限度額適用認定証	別途交付	x	○ (要申請)																	
限度額適用・標準負担額減額認定証 (非課税者版限度額)		○ (要申請)	○ (要申請)																	
高齢受給者証		x	x (資格確認書に記載)																	
特定疾病療養受療証		○ (要申請)	○ (要申請)																	

Q6)	資格取得後交付される「資格情報のお知らせ」が手元に届かないと、医療機関を受診することができませんか？		
A6)	<p>資格取得後、「資格情報のお知らせ」がお手元に届く前に医療機関を受診する場合、マイナポータルサイトの健康保険証ページでマイナンバーカード利用状況「登録済」であることを確認してください。画面を下にスクロールし「健康保険組合名：鉄道弘済会健康保険組合」と表示されていれば、マイナ保険証で受診できる状態ですので、「資格情報のお知らせ」が手元に届く前でも医療機関を受診することができます。</p> <pre> graph TD A[マイナポータルにログイン] --> B[トップ画面より健康保険証をタップ] B --> C[マイナンバーカード利用登録状況「登録済」になっていることを確認] C --> D[画面を下にスクロールし、資格取得年月日／保険者名を確認 保険者名：鉄道弘済会健康保険組合] </pre>		

《資格情報のお知らせについて》

▶「資格情報のお知らせ」とは？

マイナンバーカードには、従来の保険証に記載されていた記号・番号等の情報が記載されていないため、それらを確認するものとして、原則1回限り対象者に交付する書類です。

Q1)	資格情報のお知らせで、医療機関を受診することはできますか？
A1)	<u>資格情報のお知らせのみでは、医療機関を受診することはできません。</u> 医療機関等にマイナ保険証を読み取るカードリーダーが無い場合や、不具合等によりカードリーダーを使用できない際に「マイナ保険証と資格情報のお知らせ」を一緒に提示することで受診することができます。

Q2)	資格情報のお知らせを紛失しました。再発行はできますか？
A2)	<p>できません。原則1回限りの交付となります。携帯端末等で、マイナポータルにログインすることで資格情報のお知らせと同様の情報が確認でき、端末にPDFファイルとしてダウンロードできますので、そちらをご使用ください。</p> <pre> graph TD A[マイナポータルにログイン] --> B[登録状況の確認画面より健康保険証をタップ] B --> C[資格情報をタップし下へスクロール] C --> D[端末に保存をタップでダウンロード完了] </pre> <p>医療機関へ提示する際、画面提示 & マイナ保険証を窓口に提示でも受診可能です</p>

Q3)	資格情報のお知らせの使い方がよくわかりません。
A3)	<u>保険証記号・番号の確認が主な目的ですが</u> 、医療機関等にマイナ保険証を読み取るカードリーダーが無い場合や、不具合等によりカードリーダーを使用できない際に「マイナ保険証と資格情報のお知らせ」を一緒に提示する場合に必要となります。

Q4)	資格確認書交付後に、マイナ保険証を取得しました。改めて資格情報のお知らせは貰えますか？
A4)	<u>一度資格確認書が交付された方には、自身の被保険者情報が確認できていることから、資格情報のお知らせを改めて交付しません。</u> マイナ保険証取得後は、マイナポータルにログインし、資格情報をPDFファイル保存してください。(A2参照)

Q5)	資格情報のお知らせに印字されている氏名漢字が常用漢字で表示されているのはなぜでしょうか？
A5)	システム上「環境依存文字」に該当している漢字は「外字」扱いとなるため、え、常用漢字に変換された氏名漢字で交付される場合があります。(例：高→高ノ崎→崎etc) また、外国人の方で、システム上、文字数制限を超える氏名の場合は、カタカナ表示で交付される場合がありますが、何れも使用に影響はありません。

Q6)	氏名変更した場合、資格情報のお知らせは再交付されますか？
A6)	氏名変更届を提出された後、再交付します。

Q7)	被扶養者異動届を申請した家族にも資格情報のお知らせは交付されますか？
A7)	申請時にマイナ保険証をお持ちの場合には、扶養認定された後、交付します。

Q8)	資格情報のお知らせは、資格喪失時に健保組合への返却が必要ですか？
A8)	資格情報のお知らせは、返却不要です。

《資格確認書について》

▶ 資格確認書とは？

マイナ保険証をお持ちでない方に交付する書類。保険証の代わりとなる書類です。(有効期限有り)

Q1)	資格確認書で、医療機関を受診することはできますか？
A1)	受診できます。

Q2)	資格確認書の有効期限はどのくらいですか？
A2)	<p>資格確認書の有効期限は原則1年程度(年度区切り)を予定しています。職権交付に該当する方については、期限が切れる1～2ヶ月前までに更新された資格確認書を交付します。</p> <p>【職権交付とは】マイナ保険証をお持ちでないことが健保組合で確認できている方に対し、当面の間本人の申請によることなく交付すること。</p>

Q3)	資格確認書はいつ交付されますか？
A3)	<p>現行保険証交付済の加入者で、マイナ保険証をお持ちでない方へは、2025年10月頃に資職権交付により資格確認書を交付予定です。有効な保険証を保有している経過措置期間中において本人希望による交付はできません。</p> <p>ただし、保険証廃止後に保険証を紛失、且つマイナ保険証をお持ちでない方へは、交付申請等に基づき資格確認書を交付します。</p> <p>また保険証廃止日以降、マイナ保険証をお持ちでない方へは、申請等に基づき従来の保険証の代わりに資格確認書を随時交付していきます。</p>

Q4)	マイナ保険証をもっている希望すれば、資格確認書を交付してもらえますか？
A4)	<p>できません。マイナ保険証をご使用ください。ただし、マイナ保険証での受診が困難な場合は、(要介助者が必須の方など)本人申請によりマイナ保険証と資格確認のダブル持ちが可能となるケースもありますので、まずは勤め先担当者へご確認ください。</p>

Q5)	資格確認書を紛失しました。再発行できますか？
A5)	再発行手数料1枚につき1,000円で再発行します。(振込手数料は本人負担)

Q6)	有効な保険証を経過措置期間中に紛失しましたが、マイナ保険証をもっていません。どうしたらいいですか？
A6)	マイナ保険証を保有する予定がない場合は、資格確認書を交付しますので、事業所経由で資格確認書交付申請をしてください。

Q7)	資格確認書交付後に、マイナ保険証を保有しました。資格確認書は破棄していいですか？
A7)	有効期限内の資格確認書であれば、事業所経由でご返却ください。有効期限切れの場合は、返却不要です。

Q8)	資格喪失したら、資格確認書の返却は必要ですか？
A8)	有効期限内の資格確認書をお持ちの場合は、事業所経由でご返却ください。

Q9)	有効期限が切れた資格確認書はどうしたらいいですか？
A9)	期限切れの資格確認書は回収しませんので、各自で責任をもって破棄してください。